

第一種電気工事士免状の交付申請手続案内（認定申請）

1 申請できる方（以下の2項目を満たす方）

- ① 電気主任技術者免状所持又は高圧電気工事技術者試験合格者（注1）
(第一種電気工事士試験合格者は「手続案内（試験合格者）」を御覧ください。)
- ② 申請に必要な実務経験があり、所定の実務経験証明書によりそれが証明できること。
(実務経験証明書については、「5 実務経験証明書」及び「記載例」を御覧ください。)

2 申請方法及びお問い合わせ先

（1）郵送の場合の宛名 ※簡易書留にてお送りください。

〒460-8501（愛知県庁固有番号のため、住所記載不要。）
愛知県 消防保安課 産業保安室 電気・火薬グループ

産業保安室



（2）窓口へ持参する場合の提出先

※本庁舎3階平面図は右図のとおり

愛知県庁 本庁舎3階 産業保安室 電気・火薬グループ
住所：名古屋市中区三の丸3-1-2

（3）お問い合わせ先（産業保安室 電気・火薬グループ）

電話：052-954-6199（ダイヤルイン）

本庁舎正面玄関側

3 手続の流れ

- ① 申請書一式をダウンロード（印刷）してください。
- ② 記載例を参考に実務経験証明書を記入し、**事前審査を受けてください。**
事前審査は下書きや代表者印押印前でも結構です。

【事前審査の流れ】

1. メールまたはFAXで**「4 必要書類」の⑤、⑥、⑦**を産業保安室に送信してください。証明者欄をスタンプ等で記入するために事前審査では空欄とする場合は、証明者の名称及び電気工事業法の番号（実務経験が「1一般用電気工作物等」または「3その他（簡易工事）」の場合のみ）をメール本文又はFAX送信票に明記してください。

メールアドレス：sangyohoan@pref.aichi.lg.jp

（件名を「第一種電気工事士実務経験事前審査」としてください。）

FAX番号：052-954-6909

（FAX送信票または実務経験証明書の余白に、①返信方法（FAXまたは電話）
及び②返信先のFAX番号または電話番号を記載してください。）

2. 審査結果を回答します。

※ 審査結果の回答が3日以上ない場合は、受信確認の電話(052-954-6199)を開庁時間(平日8:45~17:30)にお願いいたします。

3. 審査の結果、受付可となる場合は「事前審査受付番号」をお伝えします。

実務経験証明書の左上に、事前審査受付番号を記入してください。

また、**代表者印を忘れずに押印**願います。

③ 「4 必要書類」をそろえ、郵送(簡易書留)又は持参により申請ください。
郵送による場合は、事故防止のため必ず「簡易書留」により送付してください。

④ 不備がなければ、免状は、書類到着の1~2週間後に簡易書留で郵送します。

※ 実務経験証明書の事前審査を受けた後、原則として1か月以内に申請下さい。
(長期間経過すると、法令改正等により事前審査が無効となる場合があります。)

※ 実務経験証明書の不備により窓口で受付できない事例が多いため、事前審査をお願いしております。御足労をおかげしないためにも、御協力願います。

4 申請に必要なもの(①、②、⑥の様式は、ダウンロードできます。)

必 要 書 類 等	注 意 事 項
①認定申請書	・住所及び氏名は住民登録のとおりに記入。
②免状交付申請書	・住所及び氏名は住民登録のとおりに記入。 ・昼間の連絡先を必ず記入(携帯電話番号優先)。
③手数料6,000円 (愛知県収入証紙又は申請窓口のキャッシュレス決済で納付)	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県収入証紙購入場所 ファミリーマート愛知県庁店、県内市区町村役場会計課、各警察署等 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikei/0000006654.html  
④写真1枚	<ul style="list-style-type: none"> たて4cm×よこ3cm、撮影後6ヶ月以内 わくなし、正面、無帽、無背景、上半身、服装は自由。 髪の毛で目元が見えない写真や、顔に影がある写真は不可。 写真印刷向けの専用用紙に印刷すること。 写真の裏面に記名しないでください。 詳しくは、「電気工事士免状交付申請に必要な写真についてのお願い」をご参照ください。

⑤電気主任技術者免状又は高圧電気工事技術者試験等合格証書の「写し」の提出と、「原本」の提示。	・郵送での申請の場合は、免状交付の際に「原本」を返送します。⑧の返信用封筒は、「原本」が入るサイズをご用意ください。
⑥実務経験証明書	・「5 実務経験証明書について」及び記載例をよくお読みください。
⑦実務経験証明書添付書類	・実務経験証明書の「④職務の内容」が「一般用電気工作物等」の場合は「第二種電気工事士免状の写し」 ・実務経験証明書の「④職務の内容」が「その他（簡易電気工事）」の場合は「認定電気工事従事者認定証の写し」 ・電気主任技術者に選任されている場合は、保安監督部へ届出た「選任届」の写し ・実務経験証明書の「①期間」に、認められる実務経験を実施していない期間が含まれるため、通算期間を減算する場合、その内容がわかるもの。
⑧返信用封筒 1通	・免状受取人の住所・氏名を記入、切手不要。 ・長形3号(たて23.5cm×よこ12cm)以内の大きさの封筒。ただし、郵送申請の場合は、「⑤電気主任技術者免状又は高圧電気工事技術者試験等合格証書の原本」が入るサイズの封筒。 ・完成した免状は、この封筒にて簡易書留でお届けします。
⑨本人確認書類 (ア) 住民票の写し(交付後6ヶ月以内、マイナンバーの記載がないもの、コピー可) (イ) 有効期限内のマイナンバーカードのコピー(表面のみ) (ウ) 有効期限内の公的書類のコピー(運転免許証)等	・ 外国人住民の方 は、(ア)または(イ)から選択してください。 ・手数料を申請窓口のキャッシュレス決済端末で納付する方 ・ 転居して一週間以内の方 は、(ア)～(ウ)から選択してください。 ・ その他の方 は、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)により申請者の氏名等を確認しますので、 本人確認書類は不要 ですが、住基ネットの利用を希望されない方は、(ア)～(ウ)から選択して提出してください。 ・婚姻等により、 ⑤、⑥、⑦と申請時の氏名が異なる方 は戸籍抄本(個人事項証明)などのお名前のつながりがわかるものが必要です。(⑥、⑦と申請時の住所が異なっていても証明書類は不要です)。

⑩申請者一覧(会社等が2名分以上をまとめて申請する場合のみ。様式任意)	申請者全員の氏名と、とりまとめ担当者の連絡先を明記してください。
-------------------------------------	----------------------------------

5 実務経験証明書について（重要ですので、よくお読みください。）

認定申請できる方は次の実務経験がある方です。

- 1 電気主任技術者免状の交付を受けた後、5年以上電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務（注1）
- 2 高圧電気工事技術者試験に合格後、3年以上の電気に関する工事の実務（注2）

実務経験は、工事施工（維持・運用）時の雇用主（注3）による実務経験証明書により審査します。

以下の実務経験に関する説明をよく読み、記載例を参考にした上で、実務経験証明書（様式）に記入してください。

また、添付書類が必要な場合は、添付してください。

○認められる実務経験の例（主なもの）

- ア 一般用電気工作物等（一般家庭、個人商店等）の電気工事（記載例①）
- イ 自家用電気工作物（おもに高圧以上で受電するビル、工場等（最大電力500KW以上の需要設備）発電所、変電所）の電気工事（記載例②）
- ウ 自家用電気工作物（最大電力500KW未満の需要設備）の簡易電気工事（記載例②）
- エ 電気事業の用に供する電気工作物の電気工事（記載例③）
- オ 自家用電気工作物の維持又は運用（記載例④・電気主任技術者免状所持者のみ）

（注1）（1）「電気主任技術者」には、旧電気事業主任技術者資格検定規則に定める電気事業主任技術者を含む。

（2）「電気工作物の工事、維持又は運用」とは、

- ア 電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督
- イ 自ら行う電気工作物の工事、維持又は運用

（注2）（1）「高圧電気工事技術者試験」には、次のものも含む。

- ・ 昭和34～36年（社）日本電気協会「電気工事技術者試験」で検定区分が「高圧」のもの
- ・ 昭和37～59年（社）日本電気協会「高電圧電気工事技術者試験」
- ・ 昭和60～63年（財）電気工事技術者試験センター「高電圧電気工事技術者試験」

(2) 実務経験として認められる電気に関する工事とは

- ① 電気工作物に該当する電気設備を設置し、又は変更する工事。（自ら施工する当該工事に伴う設計及び検査を含み、キュービクル、変圧器等の据え付けに伴う土木工事及び電気機器の製造を除く。）
- ② 経済産業大臣が指定する養成施設において教員として担当する実習

なお、次に掲げる工事は、実務経験とは認められません。

① 軽微な工事（電気工事士法施行令第1条）

- ア 600ボルト以下で使用する接続器・開閉器にコードまたはキャブタイヤケーブルを接続する工事。
- ・接続器の例…差込接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットなど
- ・開閉器の例…ナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチなど
- イ 600ボルト以下で使用する電気機器（配線器具を除く）・蓄電池の端子に電線（コード及びケーブルを含む）をねじ止めする工事。
- ウ 600ボルト以下で使用する電力量計・電流制限器・ヒューズを取付け、または取外す工事。
- エ 電鈴、インターホン、火災感知器等の施設に使用する小型変圧器（二次電圧36ボルト以下に限る）の二次側配線工事。
- オ 電柱の設置又は変更する工事。
- カ 地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事。

② 特殊電気工事（電気工事士法施行規則第2条の2）

- ア ネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの付属設備に係る電気工事（ネオン工事）
- イ 非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との電線接続部分を除く）及びこれらの付属設備に係る電気工事（非常用予備発電装置工事）
- ③ 電圧5万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事及び保安通信工事

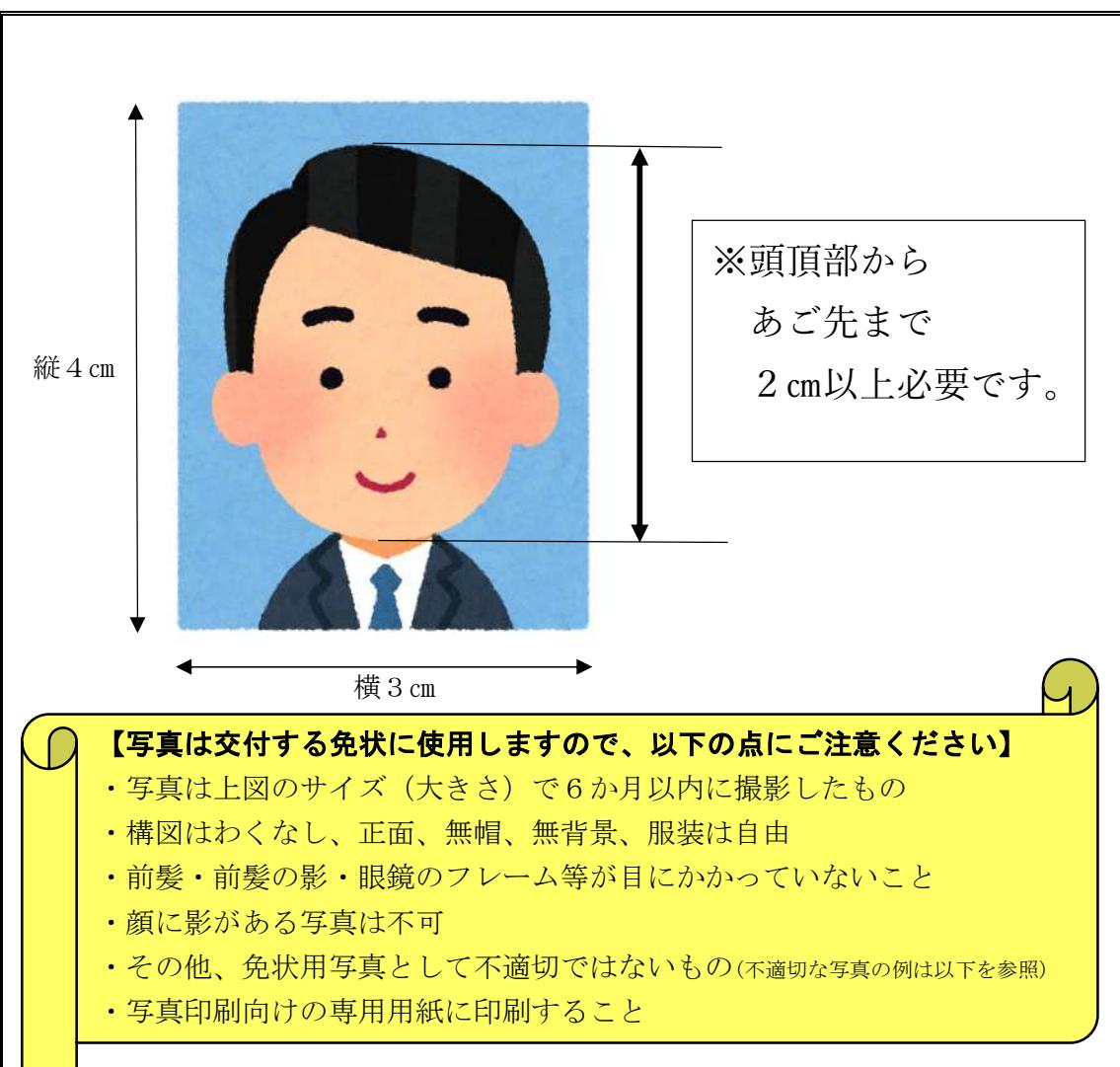
(注3) 工事施工（維持・運用）時の雇用主による実務経験証明書

- 1 証明者は、原則として、雇用主（代表者）です。なお、支店長、工場長等に証明行為が委任され、委任状が提出されている場合は、その者の証明でも可です。
- 2 2社以上にまたがって経験年数を満たす場合は、それぞれの証明者

の証明が必要です（1社につき実務経験証明書1枚）。

- 3 証明者印は、屋号印（角印）ではなく、個人の場合は丸印（認印で可）、法人の場合は登記印（実印）を押印してください

電気工事士免状交付申請に必要な写真についてのお願い



【免状用写真として不適切な写真の主な例】

免状用写真として不適切な写真は受付できませんので、再提出をお願いすることになります。再提出になると免状の交付時期が遅れることになりますので、よくお読みください。

- ・写真サイズが縦4cm×横3cm以外のもの
- ・顔の輪郭の一部が隠れているもの（頭、あごが見切れているもの）
- ・照明が眼鏡に反射しているもの（サングラス着用不可）
- ・写真が不鮮明なもの（顔が影で暗すぎるもの）
- ・目の大きさ等、画像を加工したもの
- ・写真印刷向けの専用用紙以外のもの

※その他、写真店や照明写真機以外で撮影される場合は、写真が暗すぎたり、背景に壁の柄が写りこむ等の不適切なケースとなることが多いのでご注意ください。

※再提出が多い例

目元に前髪の影がかかっている、前髪で目の一部が隠れている

実務経験証明書の証明者について

実務経験証明書の証明者については、通商産業省（当時）発の下記の通達（抜粋）によります。なお、下記によりがたい場合は、御相談願います。

【電気工事士法の規定により第一種電気工事士免状等の交付を受けるために必要な実務の経験について】

（平成7年12月1日 7資公部第409号 資源エネルギー庁公益事業部長通知）

第一種電気工事士免状の交付の申請の際に提出される所用の実務の経験を有することを証明する書類（実務経験証明書）としては、次に掲げるものを有効とする。

- (1) 申請者が電気工事業者等に現に雇用されている場合又は過去に雇用されていた場合において、当該申請者の雇用主又は雇用主であった者が証明する書類。
- (2) 申請者が電気事業法施行規則第52条第2項に規定する別に告示する要件に該当する者であって、同項に規定する委託契約の相手方として現に認められている者又は過去において認められていた者である場合において、次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類。
 - ① 当該委託契約に係る発電所又は需要設備を設置している者又は設置していた者。
 - ② 当該申請者が会員として加入している公益法人の代表者。
- (3) 次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類
 - ① (財) 電気工事技術講習センターその他電気に関する工事又は保安に係る事業を行う公益法人の代表者。
 - ② 各都道府県電気工事工業組合その他これに類する法人格を有する団体の代表者。
 - ③ 2以上の電気工事業者等
- (4) 前記(1)から(3)までに掲げるもののほか、申請者が所要の実務経験を有する者であることを確実に証明する書類。（次項「質疑応答」A2参照）

【電気工事二法に関する質疑応答】

(63賀公技第1号 昭和63年12月19日)

Q1 実務経験証明書の証明者は、代表者でなければだめなのか？

A1 実務経験の証明者は、雇用主すなわち代表者であるとしているが、営業所長又は支店長等に実務経験の証明行為が委任され、委任状（※）の提出があれば、その者でも差し支えない。

Q2 一人親方の場合又は勤務していた会社が倒産した場合、実務経験の証明は誰が行えばよいのか？

A2 次のいずれかの書類で証明する。

- 1 2以上の電気工事業者等が証明する書類
- 2 電気工事工業組合等に加入している場合は、組合等が証明する書類
- 3 その他、申請者が実務経験を有することを確実に証明する書類

例：登録簿の謄本（主任電気工事士であった者は、これで3年間の実務経験の証明になる）

電気工事業法第26条の帳簿の写し（作業者欄に氏名が記載されている帳簿に限る）

Q3 法人が当該法人の代表者の実務経験を証明する場合、その証明は認められるか？

A3 認められる。

※ 愛知県では、委任状の様式を次ページのとおり定めております。

委任状をご提出いただくと、ご提出日以降は他の方の実務経験証明書も受任者が証明することができます。

なお、受任者の「職・氏名」が記入されている場合はその方個人に、「職」のみ記入されている場合は、その職責のある方に委任されているとします。

例1) 「名古屋支店長 名古屋次郎に委任」 → 名古屋次郎様が在任中当該委任状は有効です。

例2) 「名古屋支店長に委任」 → ご提出日現在の名古屋支店長様が異動されても委任状は有効です。

委任状

年 月 日

愛知県知事殿

委任者

所在地

企業名

職・氏名

私は、_____を代理人と定め、

下記の事項を委任します。

記

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第3項の規定により、第一種電気工事士免状の交付を受けるために必要な実務経験を有することを証明すること。

記入例

委任状

令和5年6月1日

愛知県知事殿

委任者

所在地 東京都○○区××町△-△-△
□□ビル

企業名 愛知電気株式会社

職・氏名 代表取締役社長 愛知太郎

私は、名古屋支店長 名古屋次郎を代理人と定め、

下記の事項を委任します。

氏名入りは、名古屋次郎に対する
委任、氏名空欄は名古屋支店長に
に対する委任とみなす。
記

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第3項の規定により、第一種電気工事士免状の交付を受けるために必要な実務経験を有することを証明すること。

実務経験証明書の証明者の印は、代理人の役職の印(「○○支店長印」等)ですが、
代理人の役職の印を作成していない場合は、余白部分に
「代理人の役職の印は作成していないため、代理人の私印にて証明します。」と
ご記入ください。

①経験が一般用電気工作物の例

経験証

事前審査受付番号 ()

FAX等により事前審査を受けたときに
伝えられた番号を記入
(文)

ふりがな	あいち いちろう		生年 月日	昭和・平成 1年12月25日
氏名	愛知一郎			
現住所	〒460-8501名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 (TEL. 090-1234-5678)			
現在の勤務先の名称及び所在地	名 称	愛知電気工事株式会社 (TEL. 052-954-6199)		
	所在地	〒444-1234岡崎市明大寺本町1-4		

実務経験の期間及び内容

①期間

平成26年4月1日～
令和5年1月9日

8年 9ヶ月

④職務の内容

・始まりの日付は、2種免状交付日以降、かつ電気工事業の初回登録日(又は開始届出日)以後であること
お

- ※ 気に付けて下さい
※ 終わりの日付は、証明日以前であること。
- ②所属部署及び役職

- ① 第二種電気工事士免状取得後、一般用電気工作物等の配線工事等
・ 第二種電気工事士免状の交付番号・年月日

愛知県第〇〇〇号 昭和 平成・令和 25年9月30日交付

電気工作物の配線工事等(最大500kW以上のもの)

愛知県以外の免状は写し添付

③主な工事場

ア 工事施工場

イ アの施工場所の

- 受電電圧 V
- 契約電力 kW

工事実施件数約 件

※

愛知県知事以外の場合は登録証又は開始届受理証の写し添付

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。

令和5年 1月10日

電気工事業法の登録又は届出番号(実務経験が一般用電気工作物等の方は必須)

(愛知 県知事・大臣・局長・保安監督部長 登録・届出第 100999 号)

注:「般一〇〇」「特一〇〇」の建設業番号ではありません。

証明者

住 所: 岡崎市明大寺本町1-4

法人名(又は屋号): 愛知電気工事株式会社

代表者職氏名(又は氏名): 代表取締役 愛知 太郎 印

証明者は原則として代表者。
支社長、工場長等に委任されている
場合は委任状必要。

印影は、法人の場合は
登記印(丸印)。
社印(角印)は不可。
個人の場合は認印可。

※代表者以外の証明の場合の委任状提出確認印()

※は記入しないこと。

②経験が自家用電気工作物の例

経験証明

FAX等により事前審査を受けたときに
伝えられた番号を記入

事前審査受付番号 (-)

※ (枚中 枚)

ふりがな	あいち いちろう	生年 月日	昭和・平成 1年12月25日
氏名	愛知 一郎		
現住所	〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 (TEL. 090-1234-5678)		
現在の勤務先の名称及び所在地	名 称	愛知電気工事株式会社 (TEL. 052-954-6199)	
	所在地	〒444-1234 岡崎市明大寺本町1-4	

実務経験の期間及び内容

①期間

平成26年4月 1日～
令和5年1月 9日

④職務の内容

・終わりの日付は、証明日以前であること
頂第2号に定める電
内容は下記のとお
りです。

8年 9月 日

②所属部署及び役職

工務課

電気工事担当主任

5年（高圧電気工事技術者試験合格者は3年）以上必要。
複数の勤務先の経験を合算する場合は、勤務先ごとに証書等
明書が必要。

電気工事会社等に勤務の場

③主な工事場合は、主な場所1つを記入

ア 工事施工場所

愛知自動車部品（株）
岡崎工場

イ アの施工場所の

- 受電電圧 33000 V
- 契約電力 7500 kW

家用電気工作物の配線工事等（最大500kW以上のもの）

その他

・2又は3は、職務の内容を具体的に記入
左の期間、電気主任技術者の指導監督のもと、自社岡崎工場
の電気工作物の工事作業の、次のような業務に従事した。
負荷設備について、屋内配線工事・コンセントの取付工事
等

工事実施件数約 150 件

・500kW未満の場合は、右欄は「3その他」に○を付け、
認定電気工事従事者認定証の写しを添付する。また、自社
でない場合は電気工事業法の登録等の番号が必要です。
・発電所の場合は「契約電力」欄は出力を記載すること。

（例）受変電設備の電力ヒューズ取替工事、トランス、高
圧ケーブル改修工事、負荷設備の屋内配線工事、低圧電動
機、スイッチボックス、コンセント、照明器具の取付・取
替工事等。

（注）試験合格者は、維持、運用は経験になりません。

電気工事業法の登録又は届出番号（実務経験が1一般用電気工作物等の方は必須）

(県知事・大臣・局長・保安監督部長 登録・届出第 号)

注：「般一〇〇」「特一〇〇」の建設業登録ではありません。

証明者は原則として代表者。
支社長、工場長等に委任されている
場合は委任状必要。

証明者

住 所：岡崎市明大寺本町1-4

法人名（又は屋号）：愛知電気工事株式会社

代表者職氏名（又は氏名）：代表取締役 愛知 太郎 印

印影は、法人の場合は
登記印（丸印）。
社印（角印）は不可。
個人の場合は認印可。

※代表者以外の証明の場合の委任状提出確認印（ ）

※は記入しないこと。

③経験が電気事業用電気工作物の例
(送配電線等)

経験証明

FAX等により事前審査を受けたときに
伝えられた番号を記入

事前審査受付番号 (-)

※ (枚中 枚)

ふりがな	あいち いちろう	生年 月日	昭和・平成 1年 12月 25日
氏名	愛知 一郎		
現住所	〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 (TEL. 090-1234-5678)		
現在の勤務先の名称及び所在地	名 称	愛知電気工事株式会社 (TEL. 052-954-6199)	
	所在地	〒444-1234 岡崎市明大寺本町 1-4	

実務経験の期間及び内容

①期間	④職務の内容
平成26年4月 1日～ 令和5年1月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 終わりの日付は、証明日以前であること <p>項第2号に定める電 力の供給事業者による内 容は下記のとおりです。</p> <p>5年（高圧電気工事技術者試験合格者は3年）以上必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の勤務先の経験を合算する場合は、勤務先ごとに証明書が必要。
8年 9ヶ月	
②所属部署及び役職	
ア 工事施工場所名 ○○電力(株)××営業所 管内（主に岡崎市内）	<p>1 第</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二種電気工事士免状の交付番号・年月日 　　県第 号 昭和・平成・令和 年 月 日交付 2 自家用電気工作物の配線工事等（最大500kW以上のもの） 3 その他 <p>2又は3は、職務の内容を具体的に記入してください。</p> <p>左の期間、○○電力(株)の電気主任技術者の指導監督のもと、○○Vの配電線の取付。取替工事や柱上変圧器・保安開閉器の取付・取替工事を日常的に行った。</p>
イ アの施工場所の ・ 受電電圧 V ・ 契約電力 kW	<p>工事実施件数約 件</p> <p>日常的に工事を行っている場合は、文中に「日常的」と入れる。この場合は、実施件数の記入は不要。</p>

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。

令和5年 1月 10日

電気工事業法の登録又は届出番号（実務経験が一般用電気工作物等の方は必須）

(県知事・大臣・局長・保安監督部長 登録・届出第 号)

証明者

住 所：岡崎市明大寺本町 1-4

法人名（又は屋号）：愛知電気工事株式会社

代表者職氏名（又は氏名）：代表取締役 愛知 太郎

注：「般一〇〇」はありません。

証明者は原則として代表者。
支社長、工場長等に委任されている
場合は委任状必要。

印影は、法人の場合は
登記印（丸印）。
社印（角印）は不可。
個人の場合は認印可。

※代表者以外の証明の場合の委任状提出確認印（ ）

※は記入しないこと。

④経験が自家用電気工作物の例
(電気主任技術者資格による認定)

驗 証 明 書

※ (枚中 枚)

ふりがな	あいち いちろう		生年 月日	昭和・平成 1年 12月 25日
氏名	愛知 一郎			
現住所	〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 (TEL. 090-1234-5678)			
現在の勤務先の名称及び所在地	名 称	愛知電気工事株式会社 (TEL. 052-954-6199)		
	所在地	〒444-1234 岡崎市明大寺本町 1-4		

実務経験の期間及び内容

①期 間	④職務の内容
平成26年4月 1日～ 令和5年1月 9日	<ul style="list-style-type: none"> 始まりの日付は電気主任技術者免状取得日以降であること。 終わりの日付は、証明日以前であること
8年 9ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> 5年（高圧電気工事技術者試験合格者は3年）以上必要。 複数の勤務先の経験を合算する場合は、勤務先ごとに証明書が必要。
②所属部署及び役職	<ul style="list-style-type: none"> 第二種電気工事士免状の交付番号・年月日 県第 号 昭和・平成・令和 年 月 日交付
工務課 電気工事担当主任	<ul style="list-style-type: none"> 自家用電気工作物の配線工事等（最大500kW以上のもの）
③主な工事場所の設備概要	<ul style="list-style-type: none"> その他
ア 工事施工場所名 愛知自動車部品（株）岡崎工場 イ アの施工場所の ・ 受電電圧 330 ・ 契約電力 7	<ul style="list-style-type: none"> 2又は3は、職務の内容を具体的に記入してください。 左の期間、電気主任技術者の指導監督のもと、自社岡崎工場の電気工作物の定期点検・検査に従事した。また、レイアウト変更に伴うスイッチボックス、コンセントの取付工事に従事した。

工事実施件数約 件

電気主任技術者に選任されている場合

- 保安監督部へ届出た「選任届」の写しを添付すること。
- 職務内容記入例

「○○年○月○日から現在まで自社岡崎工場の電気主任技術者に選任され、受変電設備の増設工事に際し工事計画の立案、電気工事者への施工監督を行った。また、電気工作物の定期的な点検・検査、職員への保安教育を行った。」

「○○年○月○日から電気主任技術者の指導監督のもと、また、○○年○月○日から電気主任技術者に選任され、自社岡崎工場の電気工作物の定期的な点検・検査を行った。」

「○○年○月○日から○○年○月○日まで自社岡崎工場の電気主任技術者に選任され、また、○○年○月○日からは電気主任技術者の指導監督のもと、受変電設備の増設工事に際し工事計画の立案、電気工事者への施工監督を行った。また、電気工作物の定期的な点検・検査、職員への保安教育を行った。」

（例）受変電設備の電力ヒューズ取替工事、トランス、高圧ケーブル改修工事、負荷設備の屋内配線工事、低圧電動機、スイッチボックス、コンセント、照明器具の取付・取替工事等。

（注）電気主任技術者資格による認定は、維持、運用も経験になります。

番号（実務）

保安監督部 **二四四** 山口 号

○○」「特

証明者は原則として代表者。
支社長、工場長等に委任されている場合は委任状必要。

印影は、法人の場合は登記印（丸印）。

社印（角印）は不可。

個人の場合は認印可。

印

※代表者以外の証明の場合の委任状提出確認印（ ）

※は記入しないこと。

実務経験証明書（所属公益法人の証明）記入例

事前審査受付番号 ()		FAX等により事前審査を受けたとき に伝えられた番号を記入		枚)
ふりがな	でんき たろう	生年 月日	昭和・平成 1年12月25日	
氏名	電気 太郎			
現住所	〒460-0000 名古屋市中区三の丸○番○号			電話 (携帯可) (〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇
現在の勤務先の名称及び所在地	名称 (一財) ○○電気保安協会			電話 (×××) ×××-××××
	〒460-0000 所在地 名古屋市中区三の丸○番△号			
実務経験の期間及び内容				
委託契約に基づき保安監督業務に従事した期間			委託者の氏名又は名称	
平成26年 4月 1日 ~ 令和5年1月9日			○○株式会社	
年 月 日 ~ 年 月 日				
年 月 日 ~ 年 月 日				
<u>通算期間 8年 9月</u>				
※ 申請に必要な実務経験の年数 3年・5年				
<p>上記の者は、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項に規定する委託契約に基づき、上記のとおり実務経験を有することを証明します。</p> <p>令和5年 1月10日</p> <p>証明者</p> <p>住 所 名古屋市中区三の丸○番△号</p> <p>法 人 名 (又は屋号) (一財) ○○電気保安協会</p> <p>代表者職氏名 (又は氏名) 理事長 愛知 太郎</p> <p>印影は、法人の場合は登記印（丸印）。 社印（角印）は不可。 個人の場合は認印可。</p> <p>印</p>				
※代表者以外の証明の場合の委任状提出確認印 ()				

※は記入しないこと。

実務経験証明書（設置者の証明）記入例

事前審査受付番号（　　－　　）

※（　枚中　枚）

ふりがな	でんき たろう	生年 月日	昭和・ 平成 1年12月25日
氏名	電気 太郎		
現住所	〒460-0000 名古屋市中区三の丸○番○号 電話（携帯可） (○○○) ○○○○-○○○○		
他に連絡先 がある場合、 その名称及 び所在地	名称（一財）○○電気保安協会 〒460-0000 所在地 名古屋市中区三の丸○番△号 電話（×××）×××-××××		
実務経験の期間及び内容			
委託契約に基 づき保安監督 業務に従事し た期間	平成26年4月1日 ~ 令和5年1月9日 年 月 日 ~ 年 月 日		通算期間 8年9月

※ 申請に必要な実務経験の年数 3年・5年

上記の者は、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項に規定する委託契約に基づき、上記のとおり実務経験を有することを証明します。

令和5年 1月10日

証明者

住 所	名古屋市中区三の丸×番□号	
設置者の氏名又は名称	株式会社○○工業	
法人にあっては代表者の役職と氏名	代表取締役 尾張 一郎	印

※代表者以外の証明の場合の委任状提出確認印（　　）

※は記入しないこと。

実務経験証明書に関するよくある質問

証明日時点でも勤めていない場合、「現在の勤務先の名称及び所在地」は空欄で良いでしょうか。

「無し」と記入してください。空欄だと記入漏れと区別がつかないためです。

(記載例)

現在の勤務先の名称及び所在地	名 称	無し	(TEL.)
	所在地	〒	

転職しており、以前の勤務先での実務経験を記載したいのですが、「現在の勤務先の名称及び所在地」欄は、以前の勤務先と現在の勤務先のどちらを記載するのでしょうか。

証明日時点の内容を記載してください。

現在、出向しているのですが、「現在の勤務先の名称及び所在地」欄は、出向元と出向先のどちらを記載するのでしょうか。また、証明者は出向先と出向元のどちらでしょうか。

「現在の勤務先の名称及び所在地」欄には出向先を記載してください。なお、出向先の従業員として電気工事を行っているため、証明者は出向先です。

「①期間」の始まりの日は、入社した日でしょうか。

入社後、「④職務の内容」で選択した実務を開始した日です。

選択肢「1」(第二種電気工事士免状取得後、一般用電気工作物等の配線工事)の場合は、電気工事を行える期間は、第二種電気工事士免状の交付日以降、かつ、電気工事業の初回登録(届出)日以降なので、御注意ください。

選択肢「3」(認定電気工事従事者認定証所持者の簡易電気工事)の場合は、電気工事を行える期間は、認定電気工事従事者認定証の交付日以降、かつ、電気工事業の初回登録(届出)日以降(ただし、簡易電気工事を行えるのは、電気工事の種類に「自家用電気工作物」を含んでいる期間のみ。)なので、御注意ください。

①期 間	この部分です。
平成26年4月1日 令和5年1月9日	
8年 9ヶ月	

電気工事の実務を行った時期と行わなかった時期があります。行った時期を通算すると3年以上になるのですが、「①期間」はどのように記載したらいいでしょうか。

「①期間」の始まりの日から終りの日までの間に、電気工事の実務を行っていない期間がある場合は、その期間は実務経験の対象になりません。除算する期間がわかる資料を添付の上、通算期間（太枠部分）はその期間を除算して記載してください。除算する期間がわかる資料は、既存の資料で構いません。以下の資料の例を参考にしてください。
(例1)

(例 1)

	期間		
○○工事(2020.3.1～2020.8.31)	0年	6月	0日
△△工事(2020.9.30～2023.3.31)	2年	6月	2日
□□工事(2023.5.25～2023.11.5)	0年	5月	12日
計	3年	5月	14日
通算期間	3年5ヶ月		

(例 2)

417月 - 3月 5次用

申請方法は、「1 第一種電気工事士試験に合格した方（試験合格）」と「2 電気主任技術者又は高圧電気工事技術者試験に合格した方（認定）」の2種類ありますが、自分は試験に合格し、電気主任技術者免状も持っています。どちらを選べばいいでしょうか。

申請方法により、実務経験の対象と年数が異なります。ご自身の経験の内容を確認の上、条件を満たしている方を選択してください。両方の条件を満たしている場合は、どちらを選んでいただいて構いません。実務経験の対象についての詳しい内容は、各「手続き案内」を御確認ください。

(実務経験の対象と年数)

試験合格の場合

- ### ・ 3年以上の電気に関する工事の実務

認定申請の場合

- ・電気主任技術者免状の交付を受けた後、5年以上の電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務
 - ・高圧電気工事技術者試験に合格後、3年以上の電気に関する工事の実務

証明者欄に記入する「電気工事業法の登録又は届出番号」の確認方法を教えてください。

「登録電気工事業者登録証」等の書類により確認します。書類は4種類あり、電気工事業者が行う電気工事の種類等により異なります。

建設業許可の番号とは別の番号ですので御注意ください。

(登録電気工事業者登録証の例)

登録電気工事業者登録証

社 所 [REDACTED]
氏名 又は名称 [REDACTED]

上記の者について、次のとおり電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第3項の登録をしたことを証明します。

令和 ■ 年 ■ 月 ■ 日
愛知県知事 大津 明範

登録年月日 令和 ■ 年 ■ 月 ■ 日
登録番号 愛知県知事登録第 [REDACTED] 号

③ 電気工事の種類 一般用電気工作物等及び自家用電気工作物

登録の有効期間 [REDACTED]

区分	書類の名称
登録電気工事業者	登録電気工事業者登録証
みなし登録電気工事業者	建設業者として行う電気工事業の届出受理証
通知電気工事業者	通知電気工事業者通知受理証
みなし通知電気工事業者	建設業者として行う電気工事業の通知受理証

証明者が倒産しているため、手続き案内8ページの「2以上の電気工事業者等が証明する書類」で実務経験を証明したいです。どのように書けばよいでしょうか。

「②所属部署及び役職」欄には本来の証明者、証明者欄には代わりに証明する電気工事業者の内容を記載してください。証明者ごとに作成するため、証明する内容が同じで証明者が異なる2件の書類を提出することになります。

なお、「④職務の内容」の選択肢が「1 一般用電気工作物等」または「3 その他(簡易電気工事)」の場合は、以下の3点に御注意ください。

- ・「②所属部署及び役職」欄に本来の証明者の電気工事業法の登録・届出番号も記載し、証明者欄の「電気工事業法の登録又は届出番号」欄に代わりに証明する電気工事業者の電気工事業法の登録・届出番号を記載してください。
- ・「本来の証明者」と「代わりに証明する電気工事業者2者」の3者全てが、「①期間」に記載した全期間について、電気工事業の登録(届出)が必要です。
- ・簡易電気工事を行えるのは、電気工事業法の登録・届出がある期間の内、電気工事の種類に「自家用電気工作物」を含んでいる期間のみです。

(記載例)

②所属部署及び役職	本来の証明者の名称
OO電気工事株式会社 愛知県知事登録第 000000 号	本来の証明者の電気工事業法の登録・届出